●課題別委員会の在り方について

平 成 1 8 年 3 月 2 3 日 日本学術会議第10回幹事会決定

課題別委員会の在り方について、日本学術会議内で共通認識を持つために、幹事会として整理した。

1. 課題別委員会の役割

社会が抱えるその時々の課題のうち特に重要な課題について日本学術会議において審議し、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言する。

2. 課題別委員会の要件

学際的・分野横断的で緊急に意思の表出が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に意思の表出等を行う必要があると考えられる課題

3. 課題別委員会の運営方針

(1) 設置期限

設置の期限は、3年以内(原則として期をまたがない)とする。設置期限を越えて審議を行おうとする場合には、再度提案を行う。

(2) 設置手続

日本学術会議の運営に関する内規(平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決 定)第 7 条及び第 11 条による。

(3) 委員の委嘱の手続

日本学術会議の運営に関する内規(平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決 定)第 12 条第 2 項及び第 3 項による。

(4) 意思の表出の承認及び査読の手続

日本学術会議の運営に関する内規(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)第2条及び第3条による。

(5) その他

委員会等の設置に際しては、既存の委員会等との役割分担や整合性等について、提案 者及び幹事会において十分な検討を行うものとする。

附則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成27年8月28日日本学術会議第217回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。

附 則(令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定) この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則(令和3年日本学術会議規則第1 号)の施行の日(令和4年1月1日)から施行する。

附 則(令和5年10月27日日本学術会議第357回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。